

# バナー広告募集！

## 公益財団法人 かごしま産業支援センター

かごしま産業支援センター(KISC)では、当センターのホームページに掲載するバナー広告を募集します。インターネットでの広報ツールにご活用ください。  
(広告内容は裏面)

### 1 広告の位置及び募集枠

- ・ 位置：かごしま産業支援センター ホームページ バナー広告欄
- ・ 枠数：4枠

### 2 バナー規格

- ・ サイズ 縦 125 ピクセル・横 300 ピクセル(約 3.3cm×7.8cm)
- ・ 形式 GIF(アニメーション可)・JPEG
- ・ データ容量 300KB 以下

### 3 掲載料 (1 年間の申込みとなります)

	年間(税別)	※参考(一ヶ月当たり)
一般申込者	60,000円	5,000円
【KISC会員】	48,000円	4,000円

### 4 申込方法

別紙申込書をお送りください

年間トップページ  
アクセス約 14.3 万件  
(令和 3 年度)



こちらにバナーを掲  
載します。



### ■問い合わせ■

(公財)かごしま産業支援センター 総務情報課 担当：若元、本村  
〒892-0821 鹿児島市名山町 9-1 県産業会館  
TEL：099-219-1275 FAX：099-219-1279  
E-mail：info@kisc.or.jp <https://www.kisc.or.jp/>

【バナー広告の内容等】

1 バナー広告は、県内中小企業等が事業内容や商品等の広報を目的とするものとする。

なお、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載することができない。広告の掲載中に各号のいずれかに該当するに至ったときも、また、同様とする。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (6) 当該広告の内容について、センターが推奨しているなどとして、県民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- (7) その他、掲載する広告として適当でないとセンターが認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種及び事業者の広告は掲載しない。広告の掲載中に各号のいずれかに該当するに至ったときも、また、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される業種又は事業者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この項において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この項において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22条）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この項において「暴力団員等」という。）であると認められる事業者
- (4) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる事業者
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している事業者
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している事業者
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している事業者
- (9) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (10) たばこに係る業種又は事業者
- (11) 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係る業種又は事業者
- (12) 法律に定めのない医療類似行為に係る業種又は事業者
- (13) 法令、規則等に違反している業種又は事業者
- (14) その他、広告を掲載することが適当でないと認められる業種又は事業者

3 広告内容等については、「鹿児島県ホームページ広告掲載募集要領」に準じるものとする。